

申告に必要な書類の確認について（チェック用）

例年、必要書類の不足により、再度の来庁となる人がおられます。

申告相談までに必要な書類の確認をお願いします。主なものは下表のとおりです。

| 項 目                                                     |                          | 必要なもの                                                    |
|---------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> すべての方                          | <input type="checkbox"/> | 本人確認書類（運転免許証等）、マイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカードや通知カード等）          |
| <input type="checkbox"/> 還付申告の方                         | <input type="checkbox"/> | 本人名義の預金通帳。又は、口座名義人・口座番号・金融機関名が分かるもの。                     |
| <input type="checkbox"/> 税務署からハガキなど届いた方                 | <input type="checkbox"/> | ハガキなど、税務署から届いた書類                                         |
| <input type="checkbox"/> 給与収入のある方                       | <input type="checkbox"/> | 令和6年分の源泉徴収票の原本（全て）                                       |
| <input type="checkbox"/> 公的年金等の収入のある方                   | <input type="checkbox"/> | 令和6年分の源泉徴収票の原本（全て）                                       |
| <input type="checkbox"/> 社会保険料控除                        | <input type="checkbox"/> | 国民年金支払証明のハガキ                                             |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | 国民健康保険料の支払を証明するもの                                        |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療保険料の支払を証明するもの                                     |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | 介護保険料の支払を証明するもの                                          |
| <input type="checkbox"/> 生命保険料控除                        | <input type="checkbox"/> | 令和6年分の生命保険料控除証明書                                         |
| <input type="checkbox"/> 地震保険料控除                        | <input type="checkbox"/> | 令和6年分の地震保険料控除証明書                                         |
| <input type="checkbox"/> 寄附金控除                          | <input type="checkbox"/> | 寄附金控除を証明する書類・受領書                                         |
| <input type="checkbox"/> 障害者控除                          | <input type="checkbox"/> | 障害者手帳などの等級が確認できるもの                                       |
| <input type="checkbox"/> 配偶者控除、扶養控除                     | <input type="checkbox"/> | 対象となる方の所得がわかるもの                                          |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）                                   |
| <input type="checkbox"/> 医療費控除                          | <input type="checkbox"/> | 令和6年中に支払った医療費控除の明細書<br>※個人ごとに、医療機関別に領収書をまとめ、集計しておいてください。 |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | 保険金などで医療費が補てんされた場合の通知書                                   |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | おむつ代医療費控除証明書又は主治医意見書、領収書                                 |
| <input type="checkbox"/> 農業所得の申告<br>（この用紙の裏面もご覧下さい。）    | <input type="checkbox"/> | 農業所得（収入・経費）整理表など                                         |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | 支払証明や領収書など（金額を証明するもの）                                    |
|                                                         | <input type="checkbox"/> | 販売証明書（新たに購入したもの）                                         |
| <input type="checkbox"/> 不動産所得                          | <input type="checkbox"/> | 収入・経費（固定資産課税明細書等）のわかるもの                                  |
| <input type="checkbox"/> 一時所得の申告（保険契約に基づく満期金・一時金・返戻金など） | <input type="checkbox"/> | 通知書など                                                    |
| <input type="checkbox"/> 雑所得の申告（個人年金・報酬・税の還付加算金・貸付収入など） | <input type="checkbox"/> | 支払証明書や通知書など                                              |

税の申告相談日程について

令和6年分の旭地域申告相談日は、  
2月28日（金）から3月12日（水）  
までの平日と、3月9日（日）です。

【旭地域 申告相談日程（2月・3月）】

| 曜日 | 日 | 月  | 火  | 水  | 木 | 金  |
|----|---|----|----|----|---|----|
| 2月 |   |    |    |    |   | 28 |
| 曜日 | 日 | 月  | 火  | 水  | 木 | 金  |
| 3月 |   | 3  | 4  | 5  | 6 | 7  |
| 曜日 | 日 | 月  | 火  | 水  | 木 | 金  |
| 3月 | 9 | 10 | 11 | 12 |   |    |

◆今年度も、コロナウイルス感染症予防を第一に考え、混雑具合によっては、人数制限を設ける場合がございます。

◆受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時

◆申告会場：旭支所2階

◆農業所得の申告をされる方は、次ページ以降を確認のうえ、必要書類等をご準備ください。

※浜田市役所本庁の申告相談日は、2月12日（水）から3月14日（金）（3月14日は午前のみ）です。

※浜田市全会場の日程は「広報はまだ令和7年2月号」に掲載します。

お問い合わせ先：浜田市旭支所市民福祉課（電話：45-1434）

## ●農業所得の申告にあたって

令和 6 年中(1 月 1 日～12 月 31 日)の、農業の取引に関する書類を整理し、

科目ごとに金額を集計した「農業所得(収入・経費)整理表」等を作成してください。

また、関係書類は全て持参してください。

### 【収入金額に関するもの】

- (1) 農産物の販売金額の分かるもの  
・計算明細書、振込のあった預金通帳、領収証など
- (2) 事業用として消費した農産物の金額の分かるもの  
・領収証など
- (3) 自家消費した農産物の数量等  
・種類・数量を記したメモなど
- (4) その他農業所得に関連して得た収入  
・計算明細書、振込のあった預金通帳、領収証など



### 【必要経費に関するもの】

- (1) 雇人費、小作料、賃借料及び作業委託費…領収証、振込通知書など
- (2) 利子割引料…金融機関等の返済表など
- (3) 租税公課…固定資産税課税明細書、(軽)自動車税通知書や領収書など
- (4) 減価償却費…令和 6 年中に購入した減価償却資産の購入契約書。  
農業用機械の販売証明書。

(共同購入の場合は、一人当たりの販売証明書が必要です)

※平成21年分の申告から農業用機械の耐用年数が7年に統一されています。

- (5) その他の必要経費…肥料・農薬代などの支払金額が分かる領収証



《注意》農業以外にも使用するものであれば、農業用に係る部分のみが必要経費となりますのでご注意ください。



## 【農業所得の必要経費】

農業用以外にも使用する経費は、農業用に係る部分のみが必要経費となります。  
使用割合で案分してください。

| 経費科目    |   | 主な経費の内容                                            | 参考事項                                                   |
|---------|---|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 雇人費     | ⑧ | 農作業に従事した雇人(常雇・臨時雇など)への支払給料、賄費等                     | 交換労務等相殺されるものや、生計を一にする親族への支払は含みません。                     |
| 小作料・賃借料 | ⑨ | 小作料、機械の借料、共同施設(ライスセンターなど)等の使用料                     |                                                        |
| 減価償却費   | ⑩ | 農業用建物・機械・車両等や乳用・繁殖用の成牛、果樹の償却                       | 使用割合や持分(共同購入の場合)に注意してください。                             |
| 利子割引料   | ⑫ | 農業用(農業用資産の取得のため)借入金の支払利息等                          | 元金の返済額は必要経費になりません。                                     |
| 租税公課    | イ | 固定資産税、(軽)自動車税、印紙、部会費、農協や水利組合費等                     | 所得税、住民税、健康保険料、国民年金、加算税、罰金等は必要経費になりません。                 |
| 種苗費     | ロ | 種子、苗、種いも代、苗木購入代、育苗センター支払等                          |                                                        |
| 素畜費     | ハ | 子牛等の購入費、購入のための諸費用(引取運賃等)                           |                                                        |
| 肥料費     | ニ | 化学肥料、たい肥の購入費等                                      |                                                        |
| 飼料費     | ホ | 購入飼料                                               |                                                        |
| 農具費     | ヘ | 鎌、草刈機、一輪車等で、購入価額 10 万円未満の農具代(10 万円以上は「減価償却費」となります) | 左のもの以外の農機具については減価償却の対象となります。共同購入の持分額が 10 万円未満の場合も含みます。 |
| 農薬衛生費   | ト | 農薬購入や共同防除負担金、家畜用薬剤や家畜診療等                           |                                                        |
| 諸材料費    | チ | 生産資材(ビニール・縄・支柱・鉢・防風寒資材)の購入費等                       |                                                        |
| 修繕費     | リ | 農業用の建物や施設、農機具、トラック等の修理代                            | 資産の価値を高めたり耐久性を増すなど資本的支出(減価償却の対象)となるものは除きます。            |
| 動力光熱費   | ヌ | 農業に使用した電気、水道、ガソリン、軽油・灯油等の燃料費                       | 家事消費分は対象になりません。                                        |
| 作業用衣料費  | ル | 農作業に使用した衣類、長靴、手袋、合羽、手ぬぐい、帽子等                       |                                                        |
| 農業共済掛金  | ヲ | 水稻・果樹等の作物や家畜など農業資産に対する共済掛金                         | 生命保険等、積立部分は除きます。                                       |
| 荷造運賃手数料 | ワ | 出荷用のダンボール・テープ等包装費用、農協や市場等の運賃・手数料                   | 販売代金から差し引かれた金額も記載してください。                               |
| 土地改良費   | カ | 土地改良事業(10a 当たり 1 万円未満)の賦課金、客土費用、農災負担金              | 農地の取得や整地・造成に要した費用(負担金)は道水路の取得費対応分と区分して計算します。           |
| 雑 費     | ツ | 上記以外の費用で農業を経営する上で必要な費用                             |                                                        |